

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和8年5月8日大阪地域合同労働組合執行委員長武谷嘉之、同小谷クリニック分会分会長成松優子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和8年5月18日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事件  
賃上げ、退職金規程不当変更撤回等の要求に関する件
- 2 日時  
令和8年5月23日から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所  
大阪市阿倍野区旭町一丁目1番27号医療法人小谷会小谷クリニックにおいて、大阪地域合同労働組合小谷クリニック分会の組合員が従事する全職場
- 4 概要  
外来患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。